

# 副首都・大阪の実現に向けて

---

副首都推進局

# 副首都法の骨子案 (1/2)

◆ 2026年3月31日、与党(自民・維新)の実務者協議において、副首都法案骨子について合意

<出典:日本維新の会ホームページ>

「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案」(仮称) 骨子案(ポイント)

## 1. 目的・定義

- 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資することを目的とする。
- 首都中枢機能とは、東京圏における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。

### • 「首都中枢機能代替地域」

【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域

【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域

【政令イメージ】首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと

### • 「副首都」

【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県

【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いこと(首都中枢機能代替地域と同様)に加え、次のいずれにも該当する地域を含むこと(道府県の申出に基づき内閣総理大臣が指定)

①政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】国の出先機関について、一定の出先機関の立地

②経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】経済集積(県内GDPが一定規模)、人口集積(一定規模の人口)

③副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】①「政令市+県」(連携協約等)、②特別区の設置 ※制度化された場合は、「特別市」

# 副首都法の骨子案 (2/2)

## ◆ 2026年3月31日、与党の実務者協議において、副首都法案骨子について合意

(前ページから続く)

<出典:日本維新の会ホームページ>

### 「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案」(仮称) 骨子案(ポイント)

#### 2. 基本方針、基本的施策等

- 政府において総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を策定。
- 基本方針の実施に必要な場合、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に対して必要な勧告をできる。
- 副首都が指定されたときは、副首都ごとの整備方針を定める。その際、副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。
- 「首都中枢機能代替地域」  
事業者等によるバックアップ投資促進のため、必要な税制上の措置の整備その他の必要な施策を講ずる。
- 「副首都」  
上記に加え、首都中枢機能の代替のための拠点の整備、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置等の施策を講ずる。
- 政府は副首都の整備その他首都中枢機能代替地域の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置を講ずる。

#### 3. 本部

- 内閣に、「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部(本部長:内閣総理大臣)」を置く。

#### 4. 附則

- この法律は公布後3か月以内で政令で定める日から施行する。
- この法律の施行の日から令和12年度末までの約5年間、関連施策を集中的に推進する。
- 副首都が名称変更を希望する際の住民投票等の手続等について定める大都市法の改正を行う。

# 「副首都」の要件（1/4）

## 骨子案に記載された要件

東京圏との同時被災の可能性が低いこと

【政令イメージ】首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと

## 大規模災害における東京と大阪への影響

出典：中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」、「大規模噴火時の広域降灰対策について」の資料をもとに作成

	対策区域等	東京への影響	大阪への影響
首都直下地震 (今後30年間の発生確率: 70%程度) 令和7年1月1日評価結果	首都直下地震緊急対策区域 ・茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県の一部 ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の全域	・東京都内で <b>最大震度7</b> ・電力供給能力が5割程度に低下し、 <b>広域で停電</b> が発生 最悪の場合 <b>1週間程度復旧せず</b> ・鉄道においても <b>1週間～2か月程度運航できない可能性</b> ・主要道路の開通に少なくとも1～2日、一般道においても激しい交通渋滞が継続する	政府の被害想定では西側は静岡県までであり、 <b>地震における大阪への直接的な影響はない</b>
富士山噴火	富士山の火山災害警戒地域 ・神奈川県、山梨県、静岡県 の一部	東京都内で降灰の影響により ・降雨時には <b>停電の可能性</b> ・ <b>地上路線の運航停止の可能性</b> がある ・ <b>二輪駆動車が走行不能の可能性</b> がある	実際に起こった宝永噴火のケースを参考にすると、 <b>降灰による大阪への直接的な影響はない</b>

東京(首都)と**同時被災の可能性の低い大阪**は、副首都としての要件を満たす可能性が高い

# 「副首都」の要件（2/4）

## 骨子案に記載された要件

①政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】国の出先機関について、一定の出先機関の立地

## ■ 国出先機関の配置と長の号俸

(注)表中の ◎○△ は、同一機関における長の号俸の高低を示す (◎>○>△)

機関名 市名	外務省	総務省		法務省		財務省			厚生労働省		農林水産省		経産省	国土交通省					環境省	防衛省				
	分室	評価局	管区行政	総合通信局	法務局	出入国在留管理局	財務局	税関	国税局	厚生局	労働局	都道府県	農政局	森林管理局	産業経済局	整備局	地方運輸局	地方航空局	管区气象台	管区海上保安本部	地方環境事務所	地方防衛局		
札幌		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	◎	○		○		◎		◎	◎		◎	
仙台		○	◎	○	○	○		○	○	○	○	◎		○	○	○		◎		○	◎		◎	
さいたま		◎				◎		◎	◎	△	◎	◎		◎	◎						◎	◎		◎
特別区			◎	◎	◎		◎			◎							◎	◎						
横浜										○						◎				◎			○	
新潟										○					○	○				◎				
名古屋		◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			◎	◎	◎		○	
京都										△	○													
大阪	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		○		◎	
神戸							○			△						△				◎				
岡山										△	○										○			
広島		○	○	○	○	○		○	○	○				○	○	○							◎	
高松				○	○	○		○	○	△				△	○	○								
福岡		○		○	◎	○		○	○	○				○	○	○			◎				○	
北九州							○													◎				
熊本			◎			○		○		△	○	◎									◎			

出典:第6回 国への働きかけに向けた副首都化を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会(2024年3月1日)資料をもとに作成

大阪は、各省庁の地方支分部局が全国的に見ても多く集積しており、副首都としての要件を満たす可能性が高い 4

# 「副首都」の要件（3/4）

## 骨子案に記載された要件

- ②経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること。  
【政令イメージ】経済集積(県内GDPが一定規模)、人口集積(一定規模の人口)

### GDP

(2022年度)

単位：兆円

	都道府県	名目GDP
1	東京都	120.22
2	大阪府	43.12
3	愛知県	43.08
4	神奈川県	35.16
5	埼玉県	24.67
6	兵庫県	23.46
7	千葉県	21.41
8	北海道	20.89
9	福岡県	20.19
10	静岡県	18.27

出典：内閣府「県民経済計算」

### 人口

(2025年)

単位：千人

	都道府県	人口
1	東京都	14,003
2	神奈川県	9,203
3	大阪府	8,772
4	愛知県	7,484
5	埼玉県	7,374
6	千葉県	6,312
7	兵庫県	5,394
8	福岡県	5,087
9	北海道	5,045
10	静岡県	3,576

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(2025年)

単位：千人

	指定都市	人口
1	横浜市	3,753
2	大阪市	2,779
3	名古屋市	2,303
4	札幌市	1,956
5	福岡市	1,608
6	川崎市	1,535
7	神戸市	1,494
8	京都市	1,374
9	さいたま市	1,351
10	広島市	1,174

大阪は、**全国的に見て大きなGDP、人口集積**を有しており、副首都としての要件を満たす可能性が高い

# 「副首都」の要件（4/4）

## 骨子案に記載された要件

③副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること。

【政令イメージ】①「政令市+県」（連携協約等）、②特別区の設置 ※制度化された場合は、「特別市」

## ■ 広域行政一元化の手法

強

仕組みの安定性

弱

都区制度  
（大都市法）

連携協約  
事務委託、  
事務の代替執行等  
（地方自治法）

指定都市  
都道府県  
調整会議  
（地方自治法）

（任意の）協定、  
連絡調整会議等

⇒大都市法による特別区設置が最も制度的に安定性がある

- 連携協約の事務処理の根拠となる「事務委託」や「事務の代替執行」等は、両自治体の首長・議会が同じ方向を向いていなければ成立しない。また、一旦成立したとしても、その後の政治状況の変更により解消される可能性がある。
- このことから、連携協約の締結により副首都に指定されたとしても、連携協約が解消されれば、副首都としての要件を満たさないこととなり、副首都の指定が取り消されるリスクがある。

制度的に安定性がある「特別区の設置」については、大阪においては、副首都の要件を満たしていない

副首都・大阪にふさわしい行政体制について、引き続き検討を深める  
（広域行政一元化手法の比較、広域で実施すべき事務の整理 等）

# 基本方針、基本的施策等

## 骨子案に記載された基本方針

- ◆ 政府において、総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を策定。(基本方針の実施に必要な場合、内閣総理大臣は、関係行政機関に勧告権)
- ◆ 副首都が指定されたときは、副首都ごとに整備方針を定める。その際、副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。

骨子に記載された基本的施策等	「大阪の副首都構想(2026. 2. 12)」に記載の国に求める具体的措置
首都中枢機能の代替のための拠点の整備	<b>1. 非常時に首都機能をバックアップする国としての拠点整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 副首都において三権(政治、行政、司法)のバックアップを担える、必要な体制整備</li> <li>■ 「副首都庁合同庁舎(仮称)」の整備による国と府の機関の集約配置</li> </ul>
副首都の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置	<b>2. 東京圏の救援・支援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防、上下水道、廃棄物処理の広域一元化を実現する関係法令の改正</li> <li>■ 東京消防庁と同等レベルの設備・装備など消防力強化に向けた支援</li> <li>■ 帰宅困難者対策や、上下水道施設、防潮施設の耐震化・機能強化の財政支援・国の早期事業遂行</li> </ul> <b>4. 副首都機能を支えるインフラ整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東西軸の強化・リダンダンシーの確保に向けたインフラ整備(リニア中央新幹線、北陸新幹線、関西国際空港、阪神港、広域道路・鉄道ネットワーク)</li> <li>■ 多様な拠点形成に向けたまちづくりへの支援や、広域的なインフラ整備やまちづくりの権限を広域に集約化する関係法令の改正</li> </ul> <b>5. 副首都機能を果たすために必要な地方政府への支援と財政基盤の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防、上下水道等の移管・機能強化を含む、副首都機能に必要な行政体制・施設の整備に対する財政支援</li> <li>■ 市町村の基礎自治機能の充実・強化に向けた連携促進制度の創設や、市町村合併(自治体再編)に対する財政支援</li> </ul>
事業者等によるバックアップ投資促進のため、必要な税制上の措置その他の必要な施策	<b>3. 経済のけん引機能を担う経済圏を構築するための支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第二本社機能分散を加速させる地方拠点強化税制の拡充</li> </ul>
都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置等の施策	<b>3. 経済のけん引機能を担う経済圏を構築するための支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ デジタルインフラの整備・促進に向けた財政支援や規制緩和</li> <li>■ 国際金融都市の実現に向けた国関係機関の設置や特区を活用した規制緩和・税財政措置等</li> <li>■ スタートアップ・イノベーション拠点の形成を図るための措置</li> <li>■ MICE施設の整備・機能拡充や、アリーナ等の拠点や魅力向上に向けた財政支援、IR税制・カジノ管理規制の国際競争力等の確保</li> </ul> <b>4. 副首都機能を支えるインフラ整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東西軸の強化・リダンダンシーの確保に向けたインフラ整備(リニア中央新幹線、北陸新幹線、関西国際空港、阪神港、広域道路・鉄道ネットワーク)</li> <li>■ 多様な拠点形成に向けたまちづくりへの支援や、広域的なインフラ整備やまちづくりの権限を広域に集約化する関係法令の改正</li> </ul>

骨子に記載された基本的施策等に合致するよう、大阪府・大阪市において具体的提案の検討を深めていく